

# 小幡道昭『経済原論 基礎と演習』第1篇第1章「商品」コメント

コメンテーター：岡部洋實

## 【コメント】

本書は、経済原論を、初学者でも深く理解できるように、解り易い用語や表現で記述し(例えば、「価値と使用価値の矛盾」というような、一見ただけではわかり難い用語法が回避されている)、さらに、しばしば見落とされがちな論点を丁寧かつ簡潔に説明することで、読者に原論への興味をもたせようとしていると見受けられ、好感がもてた。

## 【論点】

Q-1A: 商品論を、価値ではなく、使用価値から始めることの意図は何か？

本書は、最初に人間(主体)と関係のあるものとしてのモノ、次にその属性、続いて、モノの人間(主体)に対する関係の社会的性格を「所有」として説くというようにして、読者に、モノを経済学的に理解させることに成功しているように見える。しかし、そのことが、宇野弘蔵が、価値が商品の積極的要因であり、使用価値は消極的要因でしかないことを強調したことの意義を犠牲にしているのではないかとの懼れを抱かせた。

商品のモノとしての「価値(使用価値/有用性)」をみた上で、それと区別される、商品経済特有の「価値(交換性)」を説くというのは、その解り易さの反面、原論の対象がモノとモノとの交換に基づく社会関係であり、それを規定する積極的要因をまず把握することが重要であることを軽視することになるのではないか？

もっとも、本書にはひと工夫あり、価値についての叙述の冒頭で、「商品とは所有者にとって使用価値が『ない』ものだ」とされ、それを受けて、「商品はその所有者にとって何で『ある』のか」を問い、価値が導出される。文章構成から見ると、丁寧に説明してきたことを最後に引っ繰り返り、商品の積極的要因として価値を導くことになる。しかし、商品が最初から交換されるべきものであるなら、それが他の何の幾何かと交換されるのかが、商品所有者にとっての最大の関心事になるのではないか？ そうであれば、その交換性や交換力が、最初に考察されるべきなのではないか？

Q-1B: 価値が商品の「社会的属性」であることについては、「第2章 貨幣」で初めて言及される。「第1章 商品」で登場しないのはなぜか？

第1章では、モノの「自然的属性あるいは単に属性」についての説明はあるが(p.22)、モノに人間の誰もが共通して与える社会的な属性については、規定も言及もされてない。本書は、使用価値を論ずる中での「属性」の説明で、「モノの性質は、いずれの場合も、主体の判断ぬきに考えられない」とした上で、「色やかたちのように、だれにとっても同じに現れる性質を、自然的属性あるいは単位属性とよ(び)」、これを、「主体の違いをこえて、モノ自体に属している性質という意味」だとする(p.22)。そして、「主体にとって異なるモノの性質を、有用性とよ(び)」、「モノはこの有用性によって、主体の欲求を満たす」とされる(p.23)。

これに対して商品の所有者は、「交換を求める欲求の連鎖」をたどることにより、自分の商品には価値という「他の商品と交換できるという一般的性質、交換可能性、すなわち交換性」が秘められていることがわかるとされている。商品の「所有者にとって商品とは、価値が『ある』所有物だということになる」(p.29)。この価値は、第1章では、

多数の商品所有者の取引の共通の場では、「商品種に属する性質」として現われるもの、「商品所有者間の関係を基礎とした、共通の社会的評価」だとされている(p.30)。

しかし、そうであれば、商品経済における商品所有者にとっての問題の積極面は、交換の場における商品についての社会的評価にあること、それは、商品所有者にとっては、(在庫であろうと販売品であろうと)商品それ自体に備わる性質＝交換性として現われるのだということ、先ず明示する必要があるのではないか？ つまり、商品論の課題は、自然属性と明確に区別される(あるいは、対極にある)、商品とされたその瞬間からの社会的属性である価値にあること、それは、商品所有者の眼には、商品に始めから備わる自然属性に映ること、それゆえ、使用価値は価値に対する制約要因となることを論ずべきなのではないか？

Q-2: 拡大された価値形態が「間接交換」への回り道として位置付けられている。これは、拡大された価値形態の理解として妥当か？

宇野新原論、日高原論、山口原論、鈴木原理論、伊藤原論のいずれも、拡大された価値形態を、直接交換から間接交換への過程(あるいは、回り道)とは述べていない。その点で本書の「拡大された価値形態」論は、独自のものである。

しかし、本書の議論は、“商品所有者は、簡単な価値形態の困難を解決する方法を事前に知っており、そのためにもただ、共通に等価形態に置かれる具体的な商品を探すだけだ”ということになりはしないか？ 多様な欲求をもちうる個別主体である商品所有者の性格や、その欲求実現のためにする試行錯誤の過程の描写として、これは妥当だろうか？ 「第I篇 流通論」扉にある、「個別主体の観点」を逸脱したことにならないか？

Q-3: 本書では、商品論の最後で、貨幣の存在形態についてかなり詳しく説明されている(p44～)。その内容や当否についてはここで問わないが、この部分は、商品論の結論なのか？ 冒頭部分(p.44)を除き、余論にすべきではないか？

現実の貨幣は物品貨幣だけでないこと、電子マネーを始めとする貨幣の種々の存在形態は、貨幣の理論的理解を著しく困難にするから、早いうちに貨幣の存在形態について述べて措くことは、決して無駄だとは思われない。しかし、「商品の価値形態論は必然的に商品貨幣説に導く」(p.44)のには同意するとしても、貨幣の種々の存在形態についての説明を商品論の中に、とくに結論の位置に置くことは、商品論の趣旨を不明確にしてしまわないか？ 例えば、電子マネーを支払指図証と解すれば、信用貨幣として扱うことができるから、それらを一括して、「第2章 貨幣」の最後、「2.4 商品売買の変形」で扱う方がよいように思えるのだが、どうか？ 商品論に置くのは、貨幣論の前提としての商品論の課題(貨幣の必然性の論証)を逸脱することにならないか？

Q-4: 商品在庫のあることをも念頭に価値形態を展開することに、異論はない。在庫の説明が第2章(p.66)にあるのは少々不親切に思えるが、それはともかく、ここで在庫を「資産」と規定するのは妥当だろうか？ 「富」ではいけないのか？

「資産」概念を原論で説くことには賛成する。しかし、この用語には、土地のように、流動化し難いかその必要のないものだが、流動化されるものとして、その価値が貨幣額で評価されるものという意味が含まれている。それは、単に交換しうるものというだけでなく、「貨幣」に換えうる、利益の期待できるものという意味を帯びる(だから、

資本還元される)。それゆえ、貨幣を説く前に「資産」を定義するのは妥当かとの疑問が生ずる。

これに対して「富」は、それ自体としては普遍的概念だが、商品経済ではそれが、交換されうるものとしてしか成り立たないという制約を受ける。したがって、在庫も、交換への提供を予定された商品になるものとして、商品経済的な「富」を構成すると理解しておけばよいように思えるが、どうか？